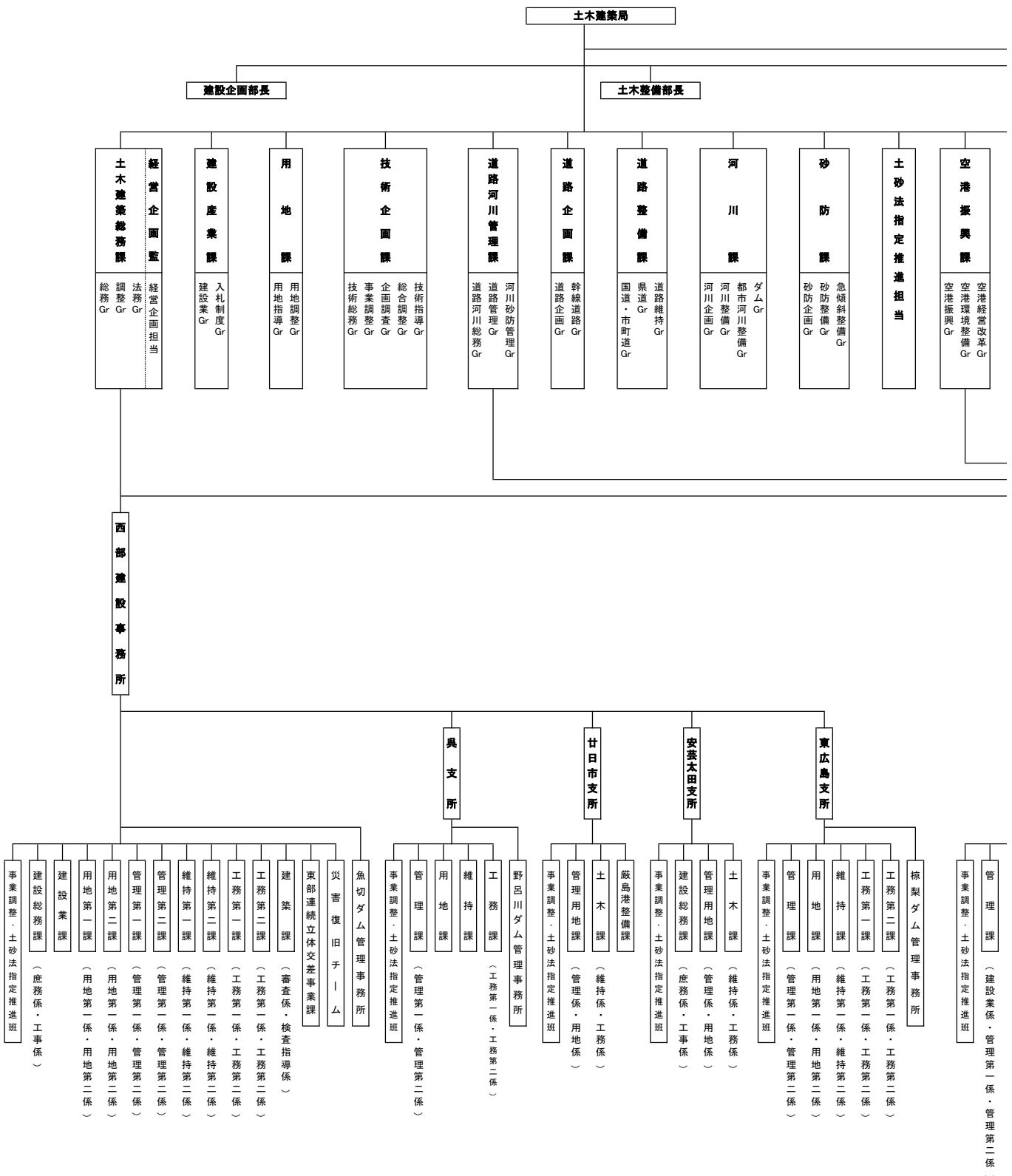
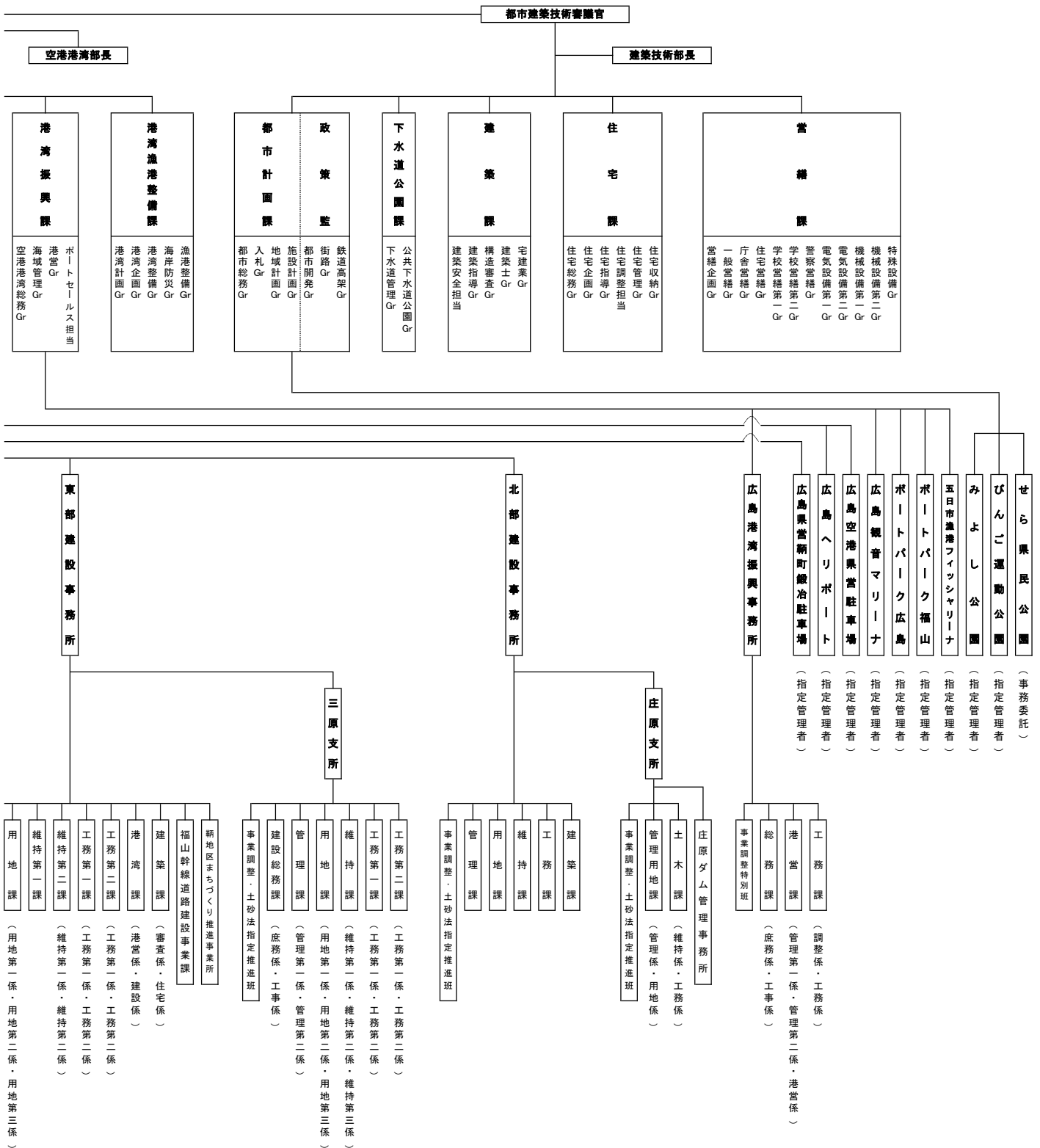


3 土木建築局行政組織

平成29年度土木建築局及

(1) 組織図





(2) 職員現員表

(平成29年4月1日現在)

所 属 名	事務	技 術				再任用 職員 (7/19イム)	再任用 職員 (3/4勤務)	合計	派遣	職員 総数	派 遣 の 内 訳		
		土木	建築	その他	小計								
本 庁	土木建築総務課・経営企画監	23	6	3		9		32	62	94	島根県	1	
	建設産業課	11				0		11		11	福島県	3	
	用地課	9		1		1		10		10	熊本県	1	
	技術企画課	4	21			21		25		25	広島市	1	
	道路河川管理課	20				0		20		20	呉市	1	
	道路企画課		8			8		8		8	三原市	1	
	道路整備課		16			16		16		16	福山市	1	
	河川課	1	18			18		20	1	20	三次市	1	
	砂防課	1	10			10		11		11	大竹市	1	
	土砂法指定推進担当		6			6		6		6	東広島市	1	
	空港振興課	14	1			1		15		15	廿日市市	2	
	港湾振興課	22	2			2		24		24	安芸高田市	1	
	港湾漁港整備課		18			18		18		18	江田島市	1	
	都市計画課	11	15	8		23		35	1	35	熊野町	1	
	下水道公園課	2	9		2	11		13		13	坂町	1	
	建築課	5		15	2	17		24	2	24	計	18	
	住宅課	11		20		20		31		31			
	営繕課			33	26	59		60	1	60			
	計	134	130	80	30	240	0	5	379	62	441		
	地 方 機 関	西部建設事務所	59	64	11		75	1	8	143		143	土地開発公社
呉支所		19	29			29		1	49		49	道路公社	6
廿日市支所		15	25			25		1	41		41	広島高速道路公社	18
安芸太田支所		19	23			23		2	44		44	住宅供給公社	1
東広島支所		24	41			41		6	71		71	下水道公社	10
東部建設事務所		40	61	7		68		2	110		110	日本下水道事業団	1
三原支所		35	46			46			81		81	㈱港湾管理センター	3
北部建設事務所		14	24	6		30		4	48		48	広島県土木協会	3
庄原支所		13	24			24	1	3	41		41	計	44
広島港湾振興事務所		24	16			16		3	43		43	合 計	62
計	262	353	24	0	377	2	30	671	0	671			
合 計	396	483	104	30	617	2	35	1,050	62	1,112			

(3) 地方機関等の位置等

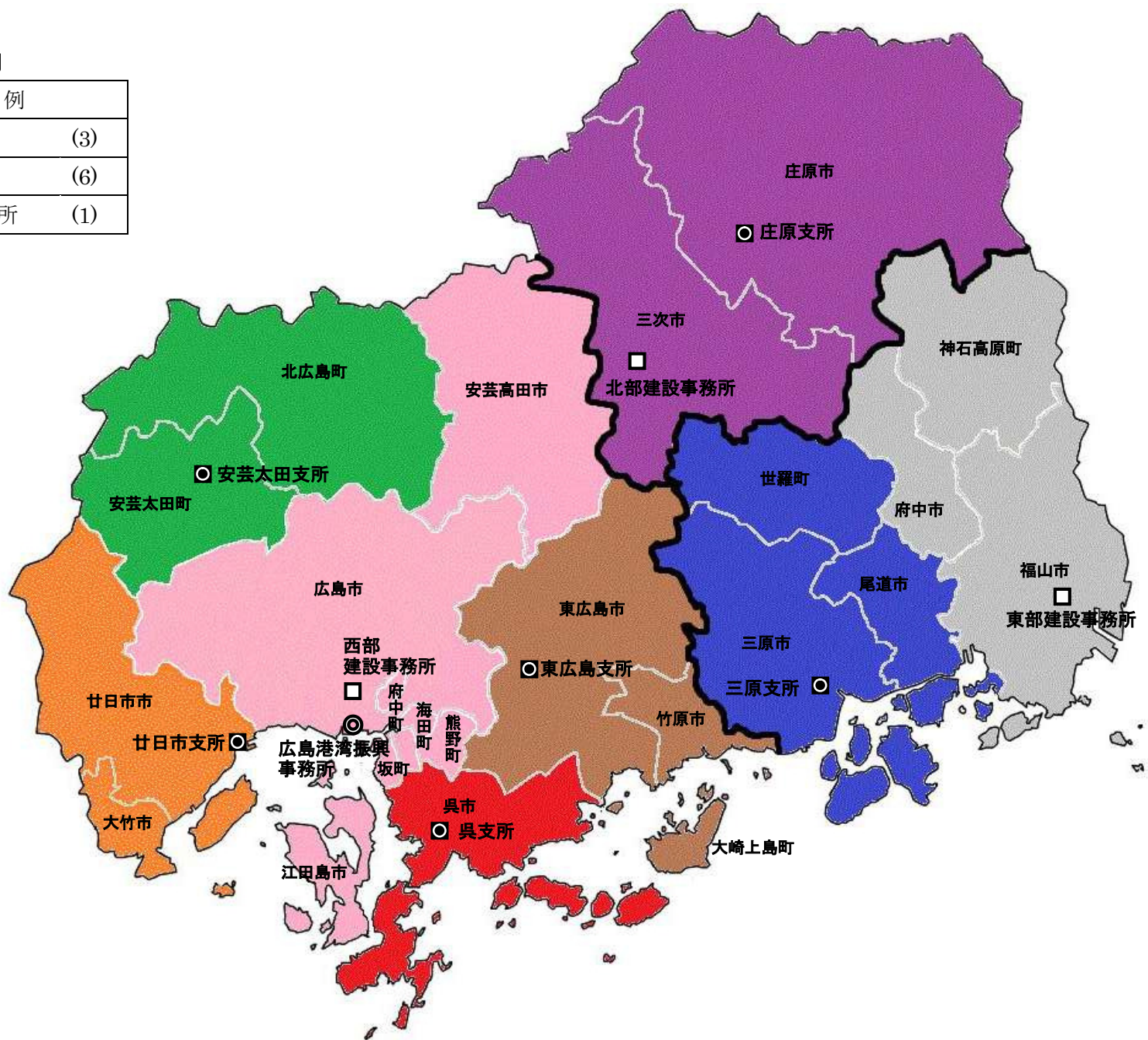
(行政機関)

名 称	位 置 番 号 電 話 番 号	所 管 区 域	
		土 木 に 関 する 事 務	建 築 に 関 する 事 務
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町 16-12 (082) 250-8151 (建設総務課)	広島市, 安芸高田市, 江田 島市, 安芸郡 〔建設業・宅建業に関する 事務については, 大竹市, 廿日市市及び山県郡を含 む〕	広島市, 呉市, 竹原市, 大 竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安 芸郡, 山県郡, 豊田郡
広島県西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3-25 (0823) 22-5400	呉市	
広島県西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11-1 (0829) 32-1141	大竹市, 廿日市市 〔建設業・宅建業に関する 事務を除く〕	
広島県西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計 3087 (0826) 22-0541	山県郡 〔建設業・宅建業に関する 事務を除く〕	
広島県西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13-10 (082) 422-6911	東広島市, 竹原市, 豊田郡	
広島県東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1-1 (084) 921-1311	福山市, 府中市, 神石郡 〔建設業・宅建業に関する 事務については, 三原市, 尾道市及び世羅郡を含む〕	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡
広島県東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4-1 (0848) 64-2322	三原市, 尾道市, 世羅郡 〔建設業・宅建業に関する 事務を除く〕	
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目6-1 (0824) 63-5181	三次市 〔建設業・宅建業に関する 事務については, 庄原市 を含む〕	三次市, 庄原市
広島県北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目4-1 (0824) 72-2015	庄原市 〔建設業・宅建業に関する 事務を除く〕	
広島県広島港湾振興事務所	広島市南区宇品海岸 二丁目23-53 (082) 251-7117	広島港, 小用港, 鹿川港, 中田港, 三高港, 草津漁港, 五 日市漁港及び広島市似島海岸 (地先海面を含む。)	

(4) 管内要図

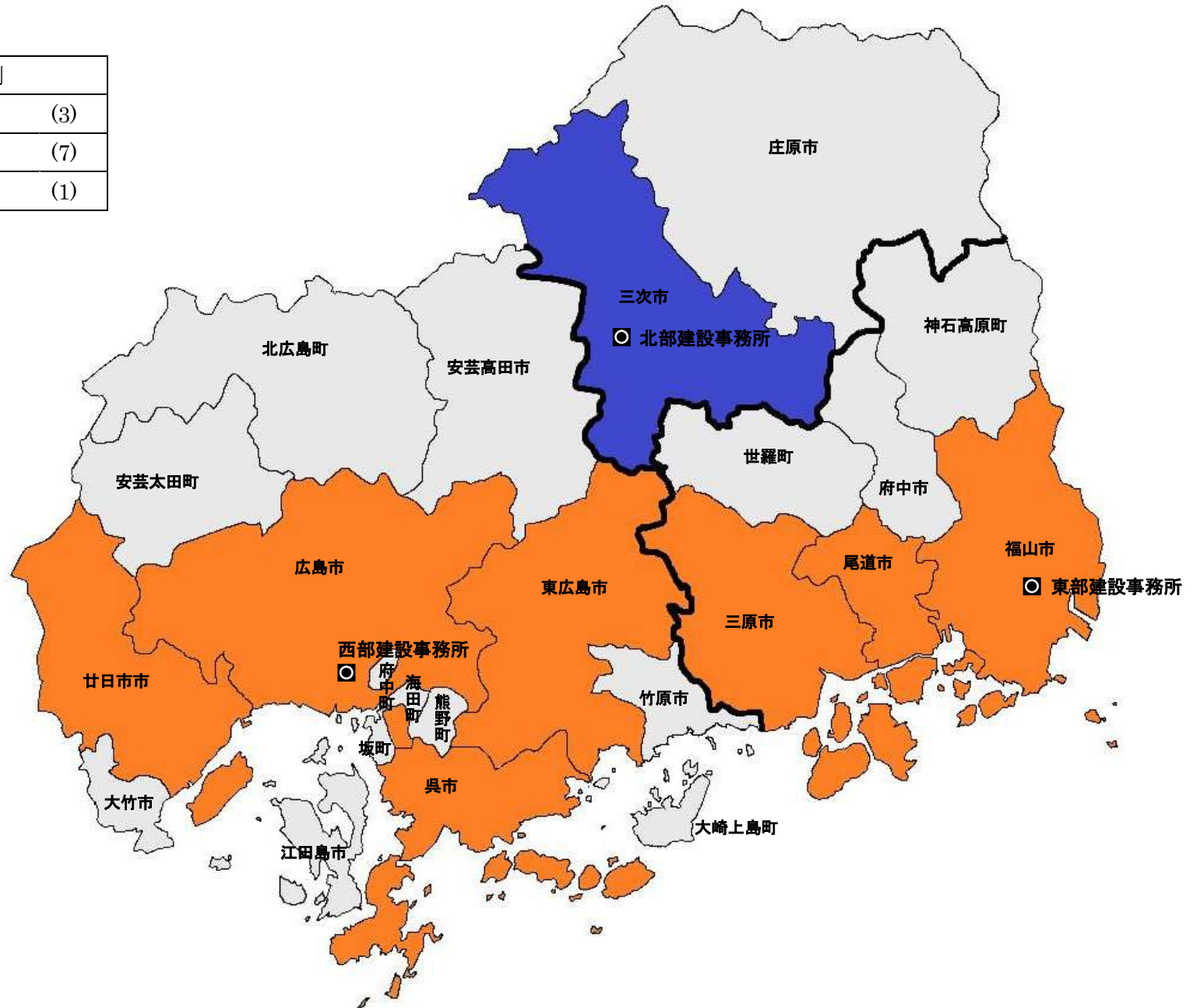
①土木行政管内

凡	例
□	建設事務所 (3)
●	支所 (6)
◎	広島港湾振興事務所 (1)



②建築行政管内

凡	例
●	建設事務所 (3)
■	特定行政庁 (7)
■	限定特定行政庁 (1)



(5) 土木建築局組織の沿革

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和25. 1. 1 現在	<ul style="list-style-type: none"> 土木部（6課） 管理課，道路課，河川課，港湾課，砂防課，計画課 建築部（3課） 建築課，住宅課，営繕課 	<ul style="list-style-type: none"> 広島，呉，廿日市，福山，三原，加計，吉田，三次，庄原，西条，上下，竹原の各土木出張所 広島港事務所，福山港修築事務所，広島復興事務所，能美江田島土木工事事務所，黒瀬川改修事務所，沼田川改修事務所，呉砂防工事事務所，厳島公園事務所，史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所
26. 8. 1	住宅課を廃止	
26. 8. 11		史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所を廃止 厳島公園事務所を廃止
26. 9. 1		黒瀬川改修事務所を廃止
26. 12. 18		沼田川改修事務所を廃止 水内川土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止) 津田土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止)
28. 1. 16		幕之内隧道事務所を設置 (31. 4. 24廃止)
28. 8. 14		福山港修築事務所を福山港事務所に改称 (36. 10. 7 廃止)
29. 11. 1	土木部と建築部を統合し土木建築部に改称 (8課 管理課，道路課，河川課，港湾課，砂防課，計画課，建築課，営繕課)	
30. 7. 8		呉砂防工事事務所を廃止
31. 5. 1		能美江田島土木事務所を廃止 大柿土木出張所を新設
35. 4. 1		東部地区開発調査事務所を設置 (38. 3. 31 廃止)
36. 4. 1	土地開発課を設置	
36. 10. 7	土地開発課を開発課に改称	広島復興事務所を広島都市計画事務所に改称 都市計画苗圃事務所を設置 (43. 4. 1 廃止) 福山臨海工業地帯建設局を設置 (44. 4. 1廃止) → 開発局へ
37. 4. 1		工業用水道建設事務所を設置 (40. 4. 1廃止)
37. 10. 1	開発課を開発第一課と開発第二課に改称	
38. 4. 1	住宅課を再設	
39. 4. 1	計画課を都市計画課に改称	土木出張所を土木建築事務所（広島，呉，三原，福山，三次）， 土木事務所（廿日市，大柿，加計，吉田，西条，竹原，上下，庄原）に改称

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和41. 1. 1	道路課を道路維持課と道路建設課に改称 開発第一課と開発第二課を開発課に改称	廿日市土木事務所を 廿日市土木建築事務所に改称
42. 4. 1	開発課を開発用地課と工業用水道課に改称	
43. 4. 1	高速道路室を設置 (44. 4. 1廃止) 広域利水調査室を設置 (44. 4. 1廃止)	
44. 4. 1	企画調査室を設置 (47. 4. 1廃止) 用地課を設置 (開発局設置→49. 6. 5 企業局に改称)	
45. 4. 1		広島港事務所を廃止し、 広島臨海工業地帯建設局を設置 (47. 4. 1廃止、広島港湾事務所となる)
46. 4. 1	技術管理室を設置	
47. 4. 1	土木建築部の内局として都市局を設置 都市整備課を設置 〔 4課 都市計画課, 都市整備課, 建築課, 住宅課 〕	中国縦貫道用地事務所を設置 (48. 3. 31廃止)
48. 4. 1	都市局に下水道課と学園都市建設課を設置	瀬戸内海大橋用地事務所を設置
49. 4. 1	河川開発室を設置	
49. 4. 20		西条土木事務所を東広島土木事務所に改称
51. 4. 1	土木建築部を土木部と都市部に分離し、 都市部に営繕課を加える 技術管理室を技術管理課に改称 河川開発室を河川開発課に改称	東広島土木事務所を 東広島土木建築事務所に改称
52. 4. 1	都市総務課を設置し、学園都市建設課を廃止	
55. 4. 1		広島都市計画事務所を廃止し、 太田川流域下水道事務所を設置
56. 4. 1	都市総務課を廃止	
58. 4. 1	土木部と都市部を統合して土木建築部となる 土木建築部の内局として都市局を設置 〔 6課 都市計画課, 都市整備課, 下水道課, 建築課, 住宅課, 営繕課 〕 河川開発課を廃止 部の内室としてダム建設室を設置	
2. 4. 1	新空港地域整備室を設置	企画振興部から新空港地域整備事務所を移管 広島港湾事務所を広島港湾振興局に改組
4. 4. 1	土木建築部の内局として空港港湾局を設置 〔 1課 1室 新空港地域整備室, 港湾課 〕 都市局のうち、都市計画課, 都市整備課及 び下水道課を再編整備し、都市政策課, 都 市計画課及び公園下水道課に改組	

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成 5. 4. 1	新空港地域整備室と航空交通対策課（企画振興部）を統合して空港対策課を設置 空港対策課の課内室として新空港地域整備室及び通勤用飛行場整備室を設置	
5. 10. 29	通勤用飛行場整備室を廃止	広島西飛行場事務所を設置
6. 4. 1	河川課の課内室としてダム建設室を設置 港湾課の課内室として 広島みなとまちづくり推進室を設置 新空港地域整備室を 空港地域整備室に改称	新空港地域整備事務所を 空港地域整備事務所に改称
8. 4. 1	道路建設課の課内室として 幹線道路計画室を設置 営繕課の課内室として設備室を設置	
10. 3. 31		瀬戸内海大橋用地事務所を廃止
10. 4. 1	広島みなとまちづくり推進室を 港湾振興室に改称	
12. 3. 31		太田川流域下水道事務所を廃止
12. 4. 1	監理課の課内室として建設産業室を設置 都市局のうち、都市政策課及び都市計画課を再編整備し、都市政策課及び都市整備課に改組	
13. 4. 1	組織再編により、課を廃止し、 総室及びび室を設置 7 総室 管理総室、技術管理総室、道路総室、 河川砂防総室、空港港湾総室、 都市総室、建築総室 31室 総務室、建設産業室、用地指導室、 用地管理室、技術総務室、技術調整室、 技術指導室、道路総務室、道路企画室、 道路整備室、道路保全室、河川管理室、 河川企画整備室、ダム室、砂防室、 空港振興室、港湾管理室、 港湾企画整備室、港湾振興室、 都市総務室、都市企画室、都市整備室、 開発指導室、下水道室、建築総務室、 住宅企画室、住宅管理室、住宅整備室、 建築指導室、営繕室、設備工事室	組織再編により、土木(建築)事務所を廃止し、地域事務所建設局(支局)を設置 広島地域事務所建設局 広島地域事務所建設局廿日市支局 呉地域事務所建設局 呉地域事務所建設局大柿支局 芸北地域事務所建設局 芸北地域事務所建設局吉田支局 東広島地域事務所建設局 東広島地域事務所建設局竹原支局 尾三地域事務所建設局 福山地域事務所建設局 備北地域事務所建設局 備北地域事務所建設局上下支局 備北地域事務所建設局庄原支局
14. 3. 31		空港地域整備事務所を廃止
15. 4. 1	総務室を土木建築総務室に改称	
17. 3. 31		呉地域事務所建設局大柿支局、芸北地域事務所建設局吉田支局、備北地域事務所建設局上下支局を廃止
17. 4. 1		広島地域事務所建設局に大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を設置

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成18. 3. 31		広島地域事務所建設局大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を廃止
18. 4. 1	<p>組織再編により，都市局，空港港湾局を都市部，空港港湾部に改組，総室・室の統合とともに，「総室」を「局」に名称変更</p> <p>3部 土木部，都市部，空港港湾部</p> <p>4局 総務管理局，土木整備局，都市事業局，空港港湾事業局</p> <p>22室 土木総務室，建設産業室，用地室，技術企画室，技術指導室，道路河川総務室，道路企画室，道路整備室，道路保全室，道路河川管理室，河川企画整備室，ダム室，砂防室，都市総務室，都市企画室，都市整備室，下水道室，建築指導室，住宅室，空港振興室，港湾管理室，港湾企画整備室</p>	
20. 4. 1	<p>組織再編により，「部」「局」「室」制から「局」「部」「課」制へ移行，3部4局 22室を2局3部17課に改組し，6つの課内室を設置</p> <p>2局 土木局，都市局</p> <p>3部 総務管理部，土木整備部，空港港湾部</p> <p>17課 土木総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，土木整備管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾管理課，港湾企画整備課，都市事業管理課，都市企画課，都市整備課，建築課，住宅課</p> <p>6室 技術指導室，道路河川管理室，ダム室，港湾振興室，下水道室，住宅管理室</p>	
21. 4. 1		<p>組織再編により，地域事務所建設局（支局）を廃止し，建設事務所（支所）を設置</p> <p>西部建設事務所 西部建設事務所呉支所 西部建設事務所廿日市支所 西部建設事務所安芸太田支所 西部建設事務所東広島支所 東部建設事務所 東部建設事務所三原支所 北部建設事務所 北部建設事務所庄原支所</p> <p>広島港湾振興局を 広島港湾振興事務所に改称</p>

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成22. 4. 1	<p>組織再編により課内室を廃止 室廃止に伴い、土木整備管理課を道路河川管理課に、港湾管理課を港湾振興課に改称</p> <p>都市局のうち、都市事業管理課、都市企画課及び都市整備課を再編整備し、都市政策課、都市整備課及び都市環境課に改組</p> <p>2局 土木局、都市局 3部 総務管理部、土木整備部、空港港湾部 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課</p>	
23. 4. 1	<p>組織再編により、「局」「部」「課」制から「局」「課」制へ移行</p> <p>2局 土木局、都市局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課</p>	
24. 4. 1	<p>組織再編により、都市局を土木局に統合 都市政策課及び都市整備課を再編整備し、都市計画課に改組 都市環境課を下水道公園課に改称 営繕課を総務局から土木局に移管</p> <p>1局 土木局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	
24. 11. 15		<p>広島西飛行場事務所を廃止し 広島ヘリポート管理事務所を設置</p>
25. 4. 1	<p>漁港に関する事務を農林水産局から移管し、港湾企画整備課を港湾漁港整備課に改称</p> <p>1局 土木局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成27. 3. 31		広島ヘリポート管理事務所を廃止
27. 4. 1	<p>局名を土木局から土木建築局に、土木総務課を土木建築総務課に改称 土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂法指定推進担当を設置</p> <p>1局 土木建築局 17課1担当 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、土砂法指定推進担当、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	

4 平成29年度当初予算

(1) 一般会計歳出予算総括表

(単位：百万円，%)

区 分	H28年度 当初予算 A	H29年度 当初予算案 B	H28年度 当初比 B/A
土木費	72,827	73,662	101.1
公共事業費	60,329	61,614	102.1
補助公共事業費等	38,841	38,721	99.7
補助公共事業費	28,706	29,086	101.3
国直轄事業負担金	10,135	9,635	95.1
単独公共事業費	21,488	22,893	106.5
単独建設事業費	9,296	10,187	109.6
維持修繕費	12,192	12,706	104.2
その他事業費等	12,498	12,048	96.4
災害復旧費	2,870	3,398	118.4
農林水産業費 【漁港建設費，漁港管理費】	1,272	1,313	103.2
公共事業費	1,260	1,301	103.3
補助公共事業費等	1,007	1,050	104.2
補助公共事業費	1,007	1,050	104.2
単独公共事業費	253	252	99.4
単独建設事業費	169	168	99.1
維持修繕費	84	84	100.0
その他事業費等	12	12	100.0
民生費	1	1	93.2
その他事業費等	1	1	93.2
合 計	76,970	78,374	101.8

注) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

(2) 特別会計歳出予算総括表

(単位：百万円，%)

区 分	H28年度 当初予算 A	H29年度 当初予算案 B	H28年度 当初比 B/A
港湾特別整備事業費	11,650	9,325	80.0
流域下水道事業費	9,008	8,365	92.9
県営住宅事業費	4,587	4,498	98.1
合 計	25,245	22,188	87.9

注) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

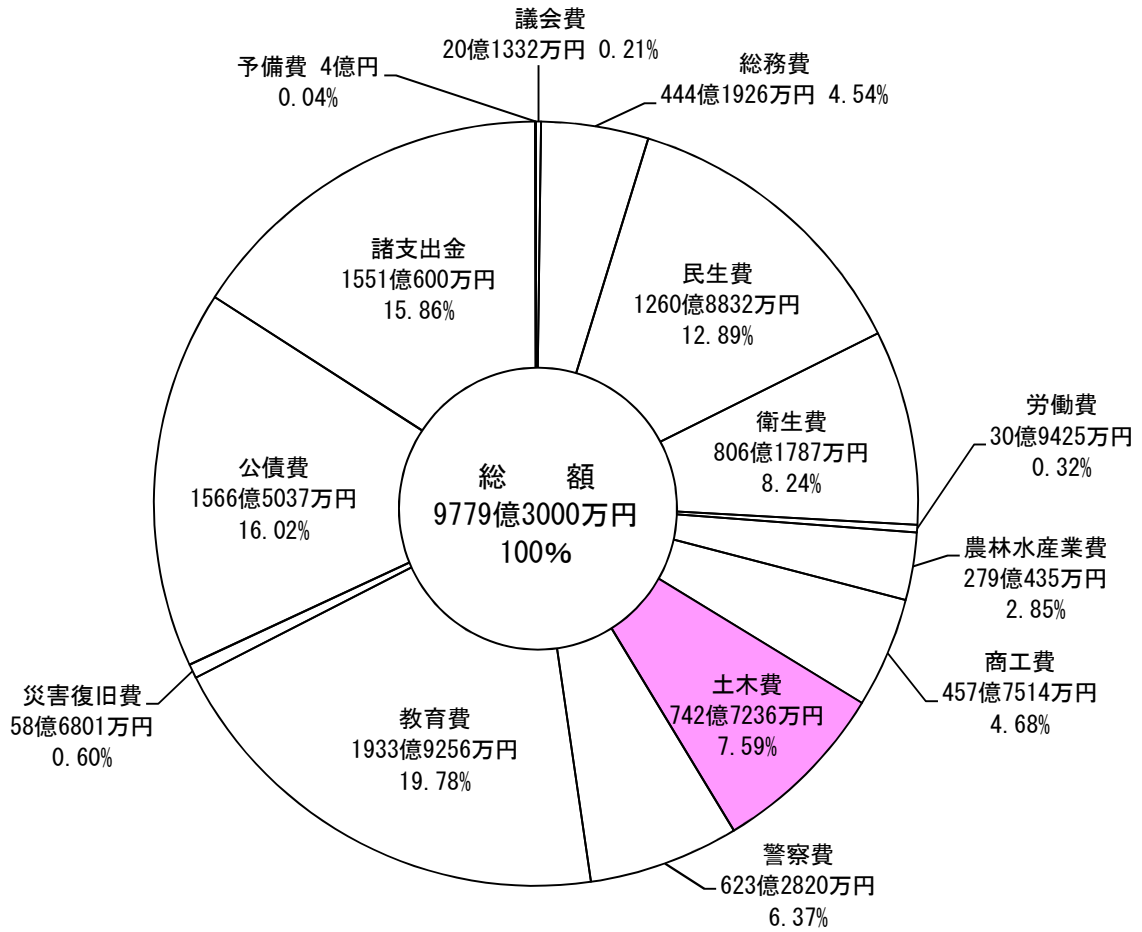
(3) 一般会計歳出予算事業別内訳表

(単位：千円, %)

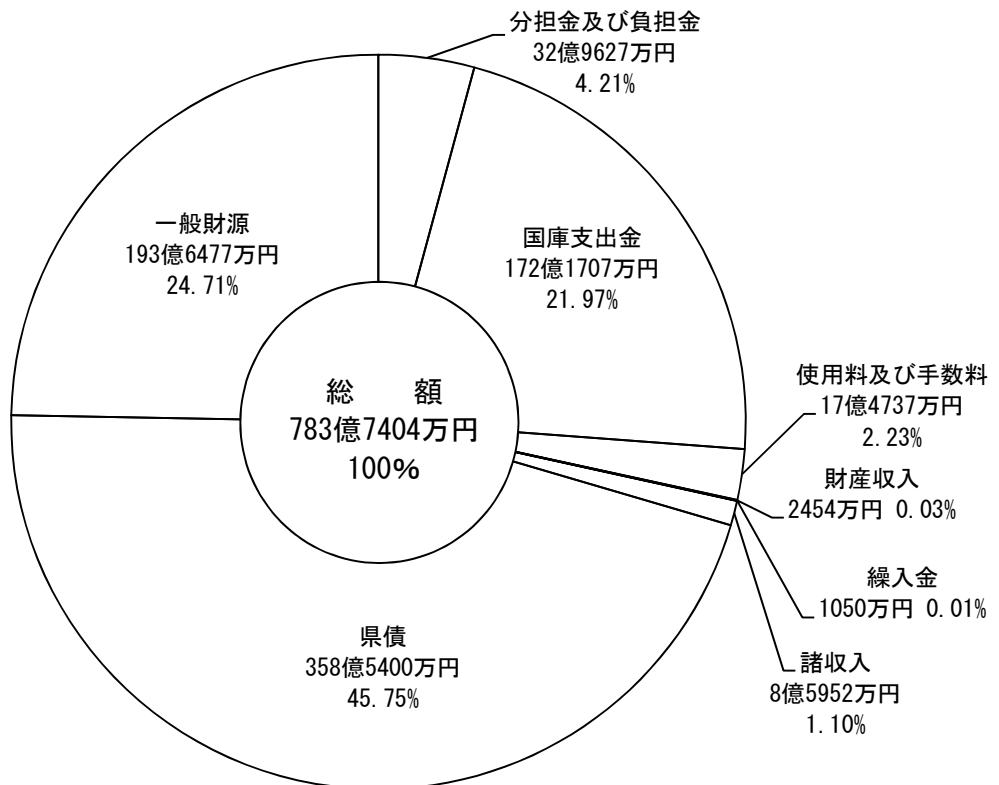
区 分	H28年度 当初予算	H29年度 当初予算						比率 B/A
	A	B	補助公共 事業費	国直轄事業 負担金	単独建設 事業費	維持修繕費	その他 事業費等	
民生費	986	919	0	0	0	0	919	93.2
農林水産業費	1,271,981	1,312,948	1,049,603	0	167,667	84,164	11,514	103.2
道路事業費	31,752,606	33,610,524	11,860,000	4,844,919	5,989,778	7,893,000	3,022,827	105.9
河川事業費	7,627,017	7,976,116	2,721,100	978,000	1,147,000	2,328,000	802,016	104.6
砂防事業費	9,735,390	10,490,227	6,263,607	2,496,000	905,000	819,000	6,620	107.8
海岸事業費	2,001,000	1,629,000	1,257,000	272,000	0	100,000	0	81.4
港湾事業費	8,228,718	7,685,216	3,958,000	774,000	1,393,764	961,161	598,291	93.4
空港事業費	705,553	598,469	0	270,000	18,400	10,800	299,269	84.8
街路等事業費	3,506,064	3,642,309	2,952,453	0	689,856	0	0	103.9
公園事業費	258,914	179,461	74,014	0	43,000	62,447	0	69.3
住宅事業費	38,347	51,743	0	0	0	0	51,743	134.9
その他事業費	8,973,228	7,798,763	0	0	0	531,800	7,266,963	86.9
土木費 計	72,826,837	73,661,828	29,086,174	9,634,919	10,186,798	12,706,208	12,047,729	101.1
災害復旧費	2,870,250	3,398,340	3,298,340	0	100,000	0	0	118.4
合 計	76,970,054	78,374,035	33,434,117	9,634,919	10,454,465	12,790,372	12,060,162	101.8

(4) 平成29年度土木建築局関係当初予算 (図表)

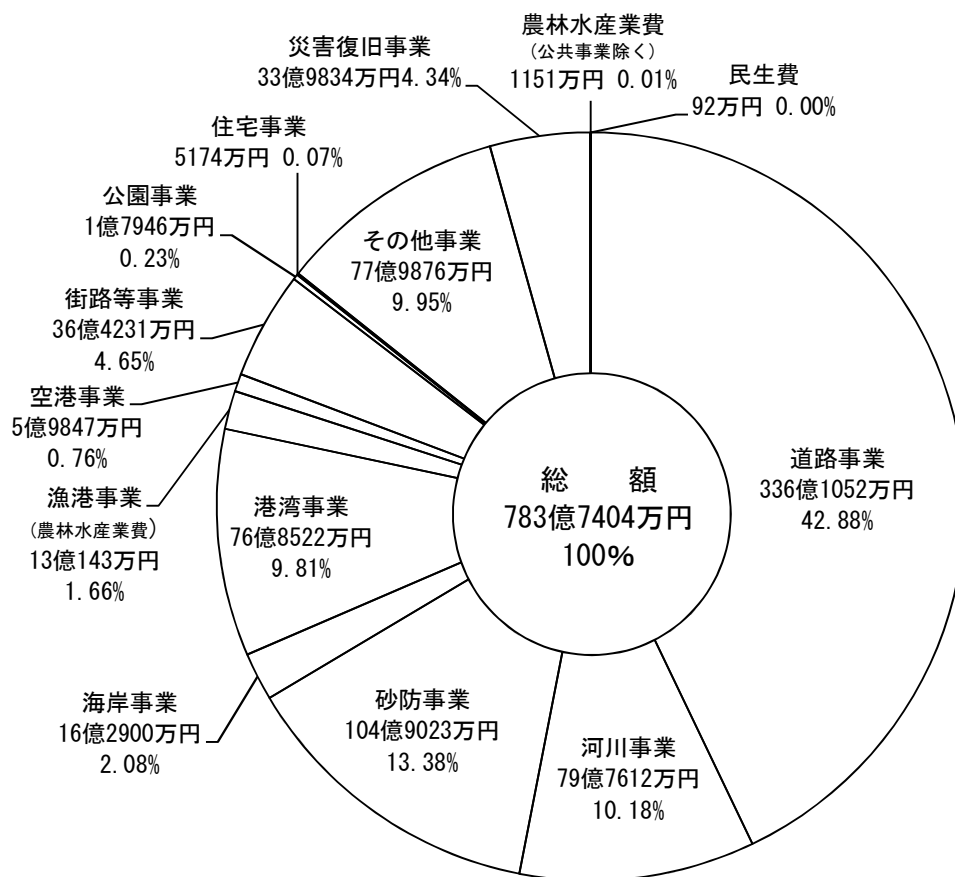
① 県予算 (一般会計)



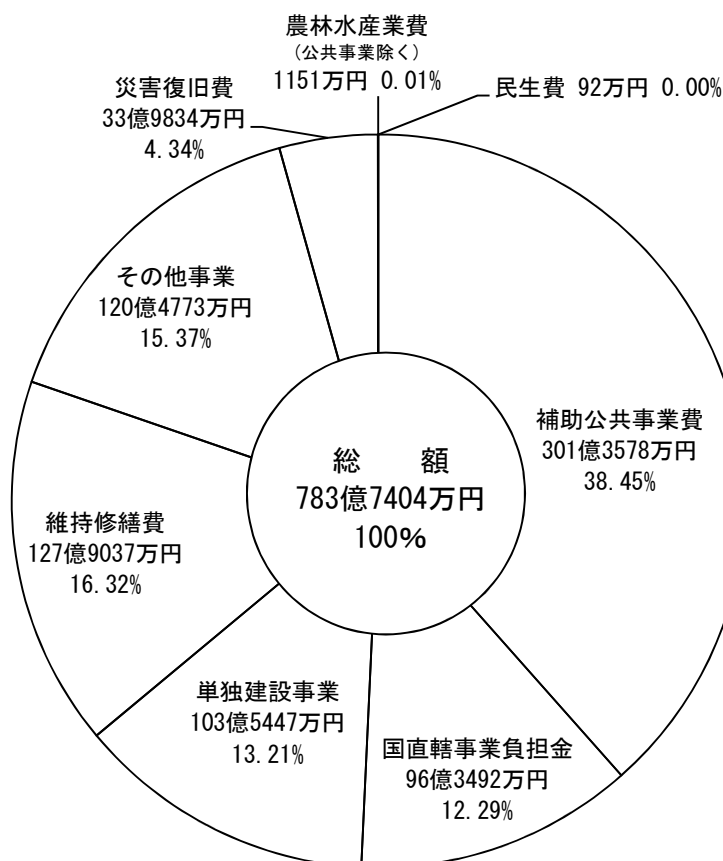
② 土木建築局関係予算 財源内訳 (一般会計)



③ 土木建築局関係予算 歳出内訳（一般会計）



④ 土木建築局関係予算 事業別内訳（一般会計）



(5) 平成29年度土木建築局関係当初予算

① 一般会計予算財源内訳表

(単位:千円)

区 分	平成28年度		平成29年度	比 較		(C) の 財 源 内 訳							
	当初予算額 (A)	最終予算額 (B)	当初予算額 (C)	(C)/(A)	(C)/(B)	分担金 負担金	使用料 手数料	国 庫 支出金	財産収入	繰入金	諸収入	県債	一般財源
補助公共事業	29,713,330	34,830,517	30,135,777	101.42%	86.52%	1,630,493		13,865,768				12,469,100	2,170,416
災害復旧 事業	公共事業	2,770,250	4,649,160	3,298,340	119.06%	70.94%			2,122,593			1,175,400	347
	単独事業	100,000	80,000	100,000	100.00%	皆増						100,000	
	計	2,870,250	4,729,160	3,398,340	118.40%	71.86%			2,122,593			1,275,400	347
国直轄事業負担金	10,135,001	9,548,453	9,634,919	95.07%	100.91%	303,638						9,330,200	1,081
単独建設事業	9,465,186	9,877,253	10,354,465	109.40%	104.83%	874,602					15,000	7,626,400	1,838,463
維持修繕事業	12,275,818	13,535,118	12,790,372	104.19%	94.50%	59,271					65,468	2,560,800	10,104,833
その他事業	12,510,469	12,483,810	12,060,162	96.40%	96.61%	132,774	440,260	192,342		10,503	764,652	2,074,800	8,444,831
一般財源歳入	—	—	—	—	—	295,489	1,307,111	1,036,363	24,543		14,400	517,300	△ 3,195,206
合 計	76,970,054	85,004,311	78,374,035	101.82%	92.20%	3,296,267	1,747,371	17,217,066	24,543	10,503	859,520	35,854,000	19,364,765

② 特別会計予算財源内訳表

(単位:千円)

区 分	平成28年度		平成29年度	比 較		(C) の 財 源 内 訳							
	当初予算額 (A)	最終予算額 (B)	当初予算額 (C)	(C)/(A)	(C)/(B)	分担金 負担金	使用料 手数料	国 庫 支出金	財産収入	繰入金	繰越金	諸収入	県債
港湾特別整備事業費	11,650,252	11,568,182	9,325,331	80.04%	80.61%	357,742	2,607,563		1,194,892	1,510,429	1	70,504	3,584,200
流域下水道事業費	9,008,280	8,267,989	8,365,040	92.86%	101.17%	4,431,518		1,264,514	864	2,011,176	907	16,661	639,400
県営住宅事業費	4,586,657	4,600,093	4,497,506	98.06%	97.77%	888	3,339,511	491,833	2,634	575	15,231	4,734	642,100
合 計	25,245,189	24,436,264	22,187,877	87.89%	90.80%	4,790,148	5,947,074	1,756,347	1,198,390	3,522,180	16,139	91,899	4,865,700

(6) 土木建築局関係予算の推移

① 総括表

(単位:千円)

区 分	平成26年度		平成27年度				平成28年度				平成29年度	
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当初比
補助公共事業	29,590,265	31,423,643	29,650,643	100.2%	31,301,944	99.6%	29,713,330	100.2%	34,830,517	111.3%	30,135,777	101.4%
国直轄事業負担金	10,018,573	12,543,592	10,429,959	104.1%	8,782,968	70.0%	10,135,001	97.2%	9,548,453	108.7%	9,634,919	95.1%
単独建設事業	8,575,927	10,523,180	7,711,082	89.9%	9,726,448	92.4%	9,465,186	122.7%	9,877,253	101.6%	10,354,465	109.4%
維持修繕費	11,599,311	13,252,248	11,610,111	100.1%	12,007,658	90.6%	12,275,818	105.7%	13,535,118	112.7%	12,790,372	104.2%
その他事業	12,559,215	12,771,664	12,076,638	96.2%	11,767,228	92.1%	12,510,469	103.6%	12,483,810	106.1%	12,060,162	96.4%
災害復旧費	3,144,331	4,461,325	3,334,300	106.0%	819,770	18.4%	2,870,250	86.1%	4,729,160	576.9%	3,398,340	118.4%
合 計	75,487,622	84,975,652	74,812,733	99.1%	74,406,016	87.6%	76,970,054	102.9%	85,004,311	114.2%	78,374,035	101.8%

② 公共事業等

(単位:千円)

区 分	平成26年度		平成27年度				平成28年度				平成29年度	
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当初比
道 路	13,468,000	12,172,000	12,228,000	90.8%	11,626,620	95.5%	11,800,000	96.5%	12,566,000	108.1%	11,860,000	100.5%
河 川	3,890,620	3,973,732	3,813,200	98.0%	4,447,467	111.9%	2,693,000	70.6%	3,624,184	81.5%	2,721,100	101.0%
砂 防	3,684,758	7,847,854	4,629,100	125.6%	7,200,500	91.8%	5,403,000	116.7%	9,150,149	127.1%	6,263,607	115.9%
海 岸	1,304,000	1,193,000	1,600,000	122.7%	1,119,000	93.8%	1,602,000	100.1%	1,152,000	102.9%	1,257,000	78.5%
港 湾	3,623,000	3,139,220	3,673,000	101.4%	3,405,000	108.5%	4,147,000	112.9%	4,275,668	125.6%	3,958,000	95.4%
漁 港	810,960	708,961	1,098,516	135.5%	981,365	138.4%	1,007,080	91.7%	986,569	100.5%	1,049,603	104.2%
街路・都市計画	2,703,413	2,283,362	2,503,313	92.6%	2,447,477	107.2%	2,903,236	116.0%	3,001,933	122.7%	2,952,453	101.7%
公 園	105,514	105,514	105,514	100.0%	74,515	70.6%	158,014	149.8%	74,014	99.3%	74,014	46.8%
補助公共計	29,590,265	31,423,643	29,650,643	100.2%	31,301,944	99.6%	29,713,330	100.2%	34,830,517	111.3%	30,135,777	101.4%
災害復旧費	3,044,331	4,273,825	3,234,300	106.2%	819,770	19.2%	2,770,250	85.7%	4,649,160	567.1%	3,298,340	119.1%
道 路	7,428,167	6,692,486	5,981,167	80.5%	4,878,333	72.9%	4,841,667	80.9%	5,193,767	106.5%	4,844,919	100.1%
河 川	958,000	1,104,334	980,000	102.3%	1,250,786	113.3%	899,000	91.7%	1,184,216	94.7%	978,000	108.8%
砂 防	760,828	3,822,334	2,246,000	295.2%	1,745,000	45.7%	2,700,000	120.2%	2,042,000	117.0%	2,496,000	92.4%
海 岸	272,340	325,200	272,340	100.0%	331,000	101.8%	299,000	109.8%	421,000	127.2%	272,000	91.0%
港 湾	383,100	383,100	661,918	172.8%	289,315	75.5%	1,101,000	166.3%	458,920	158.6%	774,000	70.3%
空 港	216,138	216,138	288,534	133.5%	288,534	133.5%	294,334	102.0%	248,550	86.1%	270,000	91.7%
国直轄事業負担金	10,018,573	12,543,592	10,429,959	104.1%	8,782,968	70.0%	10,135,001	97.2%	9,548,453	108.7%	9,634,919	95.1%
合 計	42,653,169	48,241,060	43,314,902	101.6%	40,904,682	84.8%	42,618,581	98.4%	49,028,130	119.9%	43,069,036	101.1%

③ 単独建設事業・維持修繕費等

(単位:千円)

区 分	平成26年度		平成27年度				平成28年度				平成29年度	
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当初比
道 路	4,715,560	6,343,560	4,350,856	92.3%	6,429,856	101.4%	5,256,535	120.8%	5,256,535	81.8%	5,989,778	113.9%
河 川	1,323,066	1,433,066	1,136,956	85.9%	1,136,956	79.3%	1,147,000	100.9%	1,401,000	123.2%	1,147,000	100.0%
砂防・急傾斜	757,483	857,483	674,180	89.0%	674,180	78.6%	773,000	114.7%	877,000	130.1%	905,000	117.1%
港 湾	612,600	669,100	691,200	112.8%	691,200	103.3%	1,364,000	197.3%	1,364,000	197.3%	1,393,764	102.2%
漁 港	172,136	172,136	158,497	92.1%	158,497	92.1%	169,223	106.8%	169,223	106.8%	167,667	99.1%
空 港	273,925	174,563	73,142	26.7%	57,700	33.1%	109,600	149.8%	109,600	189.9%	18,400	16.8%
街路・都市計画	700,757	814,872	605,851	86.5%	557,659	68.4%	602,828	99.5%	656,895	117.8%	689,856	114.4%
公 園	20,400	58,400	20,400	100.0%	20,400	34.9%	43,000	210.8%	43,000	210.8%	43,000	100.0%
単独建設事業計	8,575,927	10,523,180	7,711,082	89.9%	9,726,448	92.4%	9,465,186	122.7%	9,877,253	101.6%	10,354,465	109.4%
道 路	7,479,515	8,171,452	7,479,515	100.0%	7,748,862	94.8%	7,606,000	101.7%	8,607,100	111.1%	7,893,000	103.8%
河 川	1,926,151	2,146,151	1,926,151	100.0%	2,004,351	93.4%	2,163,000	112.3%	2,340,200	116.8%	2,328,000	107.6%
砂防・急傾斜	653,421	1,043,421	653,421	100.0%	653,421	62.6%	787,690	120.5%	868,690	132.9%	819,000	104.0%
海 岸	104,184	104,184	104,184	100.0%	104,184	100.0%	100,000	96.0%	100,000	96.0%	100,000	100.0%
港 湾	759,344	1,086,344	759,344	100.0%	809,344	74.5%	934,464	123.1%	934,464	115.5%	961,161	102.9%
漁 港	84,164	108,164	84,164	100.0%	84,164	77.8%	84,164	100.0%	84,164	100.0%	84,164	100.0%
空 港	—	—	10,800	皆増	10,800	皆増	10,800	100.0%	10,800	100.0%	10,800	100.0%
公 園	62,832	62,832	62,832	100.0%	62,832	100.0%	57,900	92.2%	57,900	92.2%	62,447	107.9%
総 合	529,700	529,700	529,700	100.0%	529,700	100.0%	531,800	100.4%	531,800	100.4%	531,800	100.0%
維持修繕費計	11,599,311	13,252,248	11,610,111	100.1%	12,007,658	90.6%	12,275,818	105.7%	13,535,118	112.7%	12,790,372	104.2%
合 計	20,175,238	23,775,428	19,321,193	95.8%	21,734,106	91.4%	21,741,004	112.5%	21,741,004	100.0%	21,741,004	100.0%
災害復旧費	100,000	187,500	100,000	100.0%	—	—	100,000	100.0%	80,000	皆増	100,000	100.0%

5 社会資本整備の優先順位の設定について

(1) 社会資本整備の優先順位の設定の目的

- 平成23年度以前は、道路、河川など、事業ごとの優先順位に基づき、実施箇所の評価、判断を行い、社会資本の整備を進めてきた
- 平成24年6月には、客観的な数値化が困難な場合でも定性的な指標により評価することが可能なAHP法(階層化意思決定法)を用いて、事業を超えた横断的な施策分野において社会資本整備の優先順位を設定し、毎年度の予算配分等に反映させ、整備の更なる重点化と効率性・効果性の向上を図ったところ
- 平成27年度に、社会資本未来プランの改定に合わせて社会資本整備の優先順位を再設定することとし、これまでと同様に、AHP法による相対順位付けを行う手法により実施し、引き続き、効果的・効率的に社会資本整備を進める

(2) 社会資本整備の優先順位の位置付け〔活用策〕

- 社会資本整備の優先順位は、限られた財源を最大限有効に活用し、効果的・効率的に社会資本整備を進めるため、施策区分や事業区分を超えた優先順位付けを行うものであり、
 - 土木建築局の公共事業の予算編成等において、どの事業にどの程度財源を配分すべきかを設定する際の基礎資料
 - 『社会資本未来プラン』のフォローアップ等において、どの施策に重点投資すべきかを設定する際の基礎資料として位置付け(個々の事業箇所に対する実施の要否や事業費配分の判断に用いるものではないこと → これらは事業別整備計画で設定)

(3) 社会資本整備の優先順位の設定方法

① 評価対象

平成28年度から平成32年度の5年間に実施が見込まれる補助公共事業及び国直轄事業
(道路・街路・交通安全・河川・砂防・海岸・港湾)

② 評価単位 (評価に際して事業箇所をグループ化したもの)

- 事業箇所について、事業別(7区分)・施策別(6区分)・優先度別(2区分)に32にグループ化したもの

事業別 (7区分)	事業の種別に応じた7区分 (1)道路事業, (2)街路事業, (3)交通安全事業, (4)河川事業, (5)砂防事業, (6)海岸事業, (7)港湾事業
施策別 (6区分)	『社会資本未来プラン』に掲げた7施策のうち、該当事業の存する6区分 ①広域 ~ 広域的 な交流・連携基盤の強化 ④防災 ~ 防災 ・減災対策の充実・強化 ②集客 ~ 集客 ・交流機能の強化とブランド力向上 ⑤交通 ~ 総合的な交通 安全対策の推進 ③環境 ~ 環境 保全と循環型社会の構築 ⑥持続 ~ 持続 可能なまちづくり
優先度別 (2区分)	事業別整備計画上の事業優先度区分を踏まえて設定した2区分 A ~ 後半5年間で集中的に取り組むものなど B ~ 計画的な投資により段階的に整備するもの

③ 評価基準

- 「県民起点」「現場主義」「成果主義」の観点から総合的な評価を行うため、人口や資産の集積の度合いなどに左右される「事業効果(B/Cなど)」のみならず、「実施環境(地元の期待度など)」や「波及的影響(期待される波及効果など)」を評価項目に設定

事業効果	B/C(当該事業の費用と受益者側の便益との比)がどれだけ大きいか
実施環境	事業を計画どおり円滑に進めることができる環境にあるかなど、事業の実施環境がどれだけ整っているか
波及的影響	貨幣換算することが困難な効果・影響や、施策目標達成度・施策課題への対応に係わる事項など

④ 優先順位付け

- (2)の評価単位(32にグループ化したもの)を対象に、(3)の評価基準により、客観的な数値化が困難な場合でも定性的な指標により評価することが可能な階層化意思決定法(AHP法)[※]を用いて、1位から32位まで順位付け
- ※ 個々の事業箇所を1対1で比較するに際し、数値化が可能な事項((3)の「事業効果」など)のほか、数値化が困難な事項((3)の「実施環境」「波及的影響」など)も勘案しながら評価を行い、優先順位を付ける手法(適用例:首都機能移転先候補地選定(国会等移転審議会)など)

(4) 優先順位の評価結果

プライオリティー	広域的な交流・連携基盤の強化	集客・交流機能の強化とブランド力向上	環境保全と循環型社会の構築	防災・減災対策の充実・強化	総合的な交通安全対策の推進	持続可能なまちづくり
☆☆☆ ☆☆	1 道路 - 広域 - A 2 港湾 - 広域 - A	3 港湾 - 集客 - A 4 道路 - 集客 - A		5 海岸 - 防災 - A 8 河川 - 防災 - A 9 港湾 - 防災 - A 10 道路 - 防災 - A 12 砂防 - 防災 - A 13 街路 - 防災 - A		6 道路 - 持続 - A 7 街路 - 持続 - A 11 港湾 - 持続 - A
☆☆☆☆	14 道路 - 広域 - B 15 港湾 - 広域 - B	18 道路 - 集客 - B	17 港湾 - 環境 - A		16 安全 - 交通 - A 19 港湾 - 交通 - A	
☆☆☆		20 港湾 - 集客 - B		21 海岸 - 防災 - B 22 港湾 - 防災 - B 23 道路 - 防災 - B 26 河川 - 防災 - B 27 砂防 - 防災 - B 29 街路 - 防災 - B		24 道路 - 持続 - B 25 街路 - 持続 - B
☆☆			28 港湾 - 環境 - B		31 安全 - 交通 - B 32 港湾 - 交通 - B	30 港湾 - 持続 - B
☆						

凡例

順位 事業区分 施策区分 優先度区分

1 道路 - 広域 - A

※1 「太枠囲み」は施策を超えて順位付けを行ったものであり、「細枠囲み」は「太枠囲み」を基準として、同一施策内で事業を超えて順位付けを行ったものである
 ※2 順位を示すために項目を並べたものであり、項目間の距離と優先度の差とは一致しない

6 社会資本の戦略的な維持管理の推進

(1) ねらい

社会資本は、その多くが高度経済成長期に整備されており、本県では建設後 50 年以上経過した橋梁は、平成 25 年度の約 39%から 20 年後には約 71%に増大するなど、老朽化対策の強化が必要となっている。

こうした中で、社会資本の適切な維持管理を行うことを目的に策定した「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と、橋梁、トンネルなどの主要な施設毎の「修繕方針」に基づき、公共土木施設の機能保全のための計画的な修繕や長寿命化技術の活用によるコスト縮減など、戦略的な維持管理を推進する。

(2) 事業の概要

区 分	事 業 内 容	
主要な公共土木施設の修繕	道路事業	早瀬大橋外 橋梁補修 等
	河川事業	手城川外 排水機場修繕 西城川外 河道浚渫 等
	ダム事業	御調ダム管理施設 補修・更新
	砂防事業	入野川砂防堰堤外 堰堤修繕 等
	港湾事業	福山港箕島地区外 岸壁補修 等
	海岸事業	川尻港海岸川尻地区外 護岸補修 等
	下水道事業	流域下水道処理場設備 修繕
	公園事業	びんご運動公園 運動施設（テニスコート）外 修繕
インフラ長寿命化技術活用促進事業	① 維持管理に関する情報の発信 ② 長寿命化技術の活用推進 ③ 県・市町連携のあり方検討	

7 地域整備計画実施方針

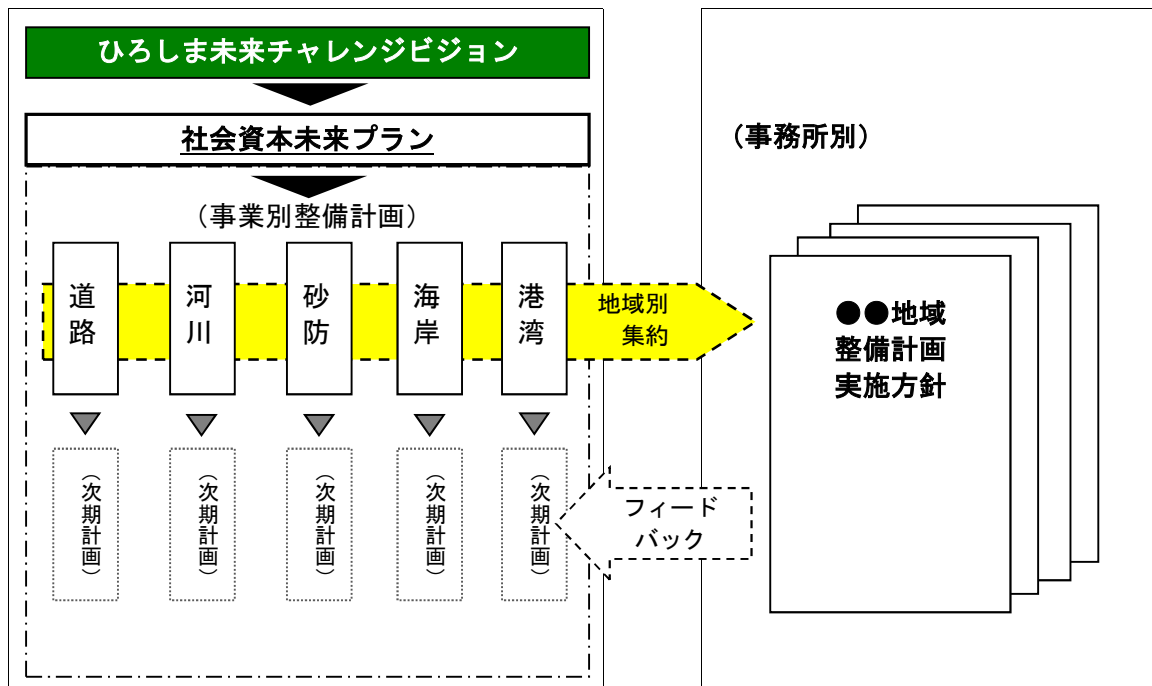
(1) 要 旨

社会資本未来プラン及び事業別整備計画の理解促進を図るため、平成 28 年 3 月に行った社会資本未来プランの改定及び事業別整備計画等の策定を踏まえ、地域単位ごとの内容を集約し、「地域整備計画実施方針」として整理している。

(2) 実施方針のポイント

- ・ 各事業別整備計画の実施箇所を地域別に集約し、「総合計画図」として整理
 - ・ 近年、完成した事業箇所による社会資本ストック効果[※]を紹介し、整備効果を見える化
- [※] 道路や港湾などの整備された社会資本が機能することによって、県民の暮らしや地域経済において中長期にわたり得られる効果

【地域整備計画実施方針の集約・整理イメージ】



8 平成29年度 建設事業執行方針

平成29年 4月
土木建築局

(目的)

第1 この方針は、平成29年度の土木建築局に関わる建設事業を適正かつ効果的に執行するために必要な基本的事項を定める。

(基本方針)

- 第2 1 「社会資本未来プラン」(平成28年3月改定)に掲げる「社会資本整備の重点化」方針に基づく7つの分野に対応する事業を積極的に推進することとし、集中的な取組を推進する。
特に、平成26年8月の土砂災害により被災した地域の復旧・復興に係る事業は重点的に実施する。
- 2 平成29年度当初予算事業等については、早期着工を促進し、年度当初から切れ目のない執行に努めるものとする。特に、平成28年度補正予算等の繰越事業については、事業効果の早期発現が図られるよう、可能な限り早期執行に努めるものとする。
- 3 高度経済成長期に整備したインフラの補修など、「社会資本の適正な維持管理」に資する取組についても重点を置き、計画的かつ戦略的な維持管理に努めるものとする。
- 4 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号:以下「適正化法」という)及び適正化法に基づき定められた適正化指針に沿って、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底を図るための措置を適切に実施するものとする。
- 5 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号:以下「品確法」という)及び品確法に基づき定められた基本方針、運用指針に沿って、工事の品質を確保するための取組を推進するものとする。
- 6 公共事業の計画段階から維持管理までを通じて、コストに対して最も価値の高いサービスの提供を目指した取組を推進する。

(事業の執行)

- 第3 1 事業の執行に当たっては、「建設工事起工手続規程」(昭和35年監第5320号)に基づき、特に災害復旧事業、防災対策事業、行政需要の高い事業及び前年度からの繰越事業を優先して行い、関係法令を遵守するとともに、適正な執行に努めるものとする。
- 2 上半期については、別途定める「平成29年度土木建築局公共事業等上半期執行計画」に基づき計画的な執行を図ることとし、各種事務手続きの簡素化、迅速化等に努めるものとする。
- 3 執行計画を策定するに当たっては、適正な工期を確保するとともに、平準化にも配慮するものとする。

(執行計画の策定)

第4 工事の計画的かつ効率的な執行を行うため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 本庁各課は、「建設工事起工手続規程」に基づく建設工事の起工伺い及びその他の事務手続を速やかに行うものとする。
- ② 地方機関の長は、上記規程に基づく工事執行の通知を受けたときは事業の着手順位、所要工期、用地取得及び実施設計書の作成など整合性のある年間執行計画をたて、効率的執行に努めるものとする。

とする。

計画の策定に当っては、用地保有量等を踏まえつつ、用地アセスメントを実施し、必要に応じて、用地取得工程管理審議会を開催して、用地リスクへの対応策や収用適格性等について審議するものとする。

また、土地収用法（昭和26年法律第219号）の適用を踏まえたものとし、収用適格性判定表等を作成するなどあらかじめ本庁主管課と十分な調整を行い、さらに、必要に応じて、用地課（土地収用法の事業認定申請の主管課）とも協議するものとする。

（適正工期の設定）

第5 適正な工期設定を行い、年度内完成に努めるものとする。

なお、年度内完成が困難と見込まれるものについては、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担を積極的に活用し、円滑な執行に努めるものとし、安易な工事の分割は、厳に慎むものとする。

（工事の執行）

第6 1 建設工事現場等に対する安全パトロール等の実施や安全推進協議会を設ける等、事故防止に一層努めるものとする。

2 工事の施工に当たっては、地域住民への周知や周辺の事前調査を十分行い、周辺住民の生活環境への影響を最小限とするよう十分配慮するものとする。

（工事監督・検査体制の確保）

第7 「品確法」の施行により、発注関係事務（工事監督・検査・評価等）を適正に実施する発注者責任がより一層求められることから、引き続き適正な工事監督・検査体制を確保するものとする。

（建設副産物対策）

第8 1 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の趣旨を踏まえ、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底等を図るものとする。

2 工事計画段階から建設副産物の発生の抑制や再利用の促進を図るため、「広島県地方機関等建設副産物対策連絡会議」等での流用の調整及び有効利用に努めるとともに「再生資源利用促進実施要領」（平成4年7月1日制定）に基づき、再生資材の積極的な利用を行うものとする。

3 建設副産物の処理については、「建設副産物適正処理実施要領」（平成10年3月15日制定）に基づき、有効利用及び適正処分の徹底を図るものとする。

（建設資材）

第9 1 再生建設資材の利用を促進するため、率先的に利用する。

2 工事で使用する土砂（補足土）、砂、碎石及び加熱アスファルト混合物等については、数量の多少に関わらず、原則として、再生資材を使用する。

3 「広島県登録リサイクル製品使用指針」（平成16年10月1日制定）に基づき、供給量、品質等を考慮して順次、登録リサイクル製品の使用を指定するものとする。また、指定した以外の登録リサイクル製品についても、使用に努めるものとする。

4 受注者が主要資材を購入する場合は、極力、県内業者から購入するものとする。

（用地取得事務）

第10 用地取得事務に当たっては、「公共用地取得促進プログラム」（平成18年3月7日制定）の趣

旨に基づき事業効果の早期発現と説明責任の向上に努めるものとし、事業の円滑な執行を図るため、次のことに留意のうえ、計画的かつ適正な用地取得を行うものとする。

- ① 用地取得は、原則として工事実施の前年度までに行うものとする。
- ② 特に、重要な事業については用地取得工程管理計画を策定し、適正な用地保有量の確保に努めるものとする。
- ③ 取得済みの用地の状況を把握し、一連区間として事業効果が早期に発揮できるよう、用地取得マネジメントのPDCAサイクルにより、用地取得工程管理計画を適宜見直して、計画的な用地取得に努めるものとする。
- ④ 事業認定適期申請ルール及び裁決申請適期申請ルールに基づき、土地収用法を積極的に活用するものとする。
- ⑤ 市町と緊密な連携をとるとともに、先行取得制度の活用を図るものとする。

（工事等の進行管理）

第11 工事等の進行管理については、「土木建築事業進行管理実施要領」（昭和53年4月1日制定）に基づき、特に次に留意のうえ、適切に行うものとする。

- ① 地方機関の長は、「地方機関事業調整会議」等で、事業の進捗状況や措置すべき課題等を的確に把握するとともに、場合によっては執行計画の見直し等の措置を講じ、年度内完了を図るものとする。
- ② 本庁各課は、「事業調整会議」等による進行管理を厳密に行うとともに、問題箇所の処理方を早期に決定し、事業の円滑な執行を図るものとする。
- ③ やむを得ない事由により年度内完了の見込みが立たない場合は、翌年度に繰り越す等、所定の手続を取るものとする。

（電子調達の推進）

- 第12 1 事業の発注手続の効率化等を推進するため、電子入札システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。
- 2 事業成果の電子納品については、利活用を進めるうえで必要となる保管管理システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。
- 3 事業執行の電子化を推進するため、情報共有システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。

（測量等事前調査）

第13 公共事業の測量等の実施に当たっては、事前調査費を活用し、翌年度以降の新規採択見込みの事業は、公図、権利関係調査を、また用地取得が見込まれる事業は、用地平面図等関連図面の作成を前年度までに完了するものとする。

（建設工事に係る入札・契約制度）

- 第14 1 入札・契約に関する情報については、「適正化法」等を踏まえ、適切に公表する。
- 2 透明性・競争性の確保を図るため、請負対象設計額1,000万円以上のすべての工事について、原則として一般競争入札によるものとする。
- 3 入札参加資格要件を設定する場合は、「一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）」等により、施工能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとする。
- 4 中小建設業者の受注機会の確保について、次のことに留意のうえ、十分配慮するものとする。

る。

- ① 指名競争入札の指名に際しては、県内建設業者を積極的に指名すること。
 - ② 受注者が下請業者を使用する場合は、原則として県内業者とし、やむを得ず県外業者を下請負人とする場合は、あらかじめ理由書を提出させること。
- 5 工事成績条件付一般競争入札は、優良な県内企業の受注機会の確保を図ることを目的としており、その趣旨に十分留意のうえ適切に適用する。
- 6 価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換を促進するため、総合評価落札方式による入札を推進する。
- 7 「県内建設業者の合併等に関する特例要綱」（平成15年6月1日施行）による入札参加資格審査や受注機会の確保等の特例措置により、県内建設業者の合併等の促進を図る。
- 8 建設工事のコスト縮減及び品質確保等を図るため、VE方式及び詳細設計付施工方式等の多様な入札契約方式を推進する。
- 9 大規模工事（請負対象設計金額5億円以上）においては、予定価格事後公表、低入札価格調査制度、入札ボンド制度及び特定建設工事共同企業体制度により、適正な見積り競争の促進を図る。

（測量・建設コンサルタント等業務に係る受注者の指名等）

- 第15 1 測量・建設コンサルタント等業務の発注に際しては、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」（平成11年4月1日制定）に定める基準を遵守し、委託業務の適正な実施を確保するための執行能力を重視するなど、その目的と内容に適した業者を厳正に選定するものとする。
- 2 入札参加資格審査の特例措置により、県内測量・建設コンサルタント等業者の企業連携及び協業化の促進を図る。

（受注者の指導）

- 第16 適正化法第3条の規定に基づき、不良不適格業者の排除を推進し、公共工事の適正な施工を確保するため、厳正に受注者を指導するとともに、次の事項に重点的に取り組むものとする。
- ① 受注者の技術者の専任制及び一括下請負等の排除を徹底するため、発注者支援データベースシステムを十分活用するとともに、適切に施工体制等の立入り点検を行うものとする。また、専任等の把握に違反がある場合には措置請求を行うとともに、是正が認められない場合には、工事の一時中止又は指名除外等、建設業者に対して厳正な対応を行うものとする。
 - ② 県発注工事における適正な施工の確保を図るとともに、下請・資材業者へのしわ寄せを防止するため、低価格入札により落札した工事について、工事中の施工体制等の確認を強化するとともに、下請・資材業者への代金の適正な支払の確認を強化するものとする。
 - ③ 地域の優良な企業の適正な受注機会を確保するため、契約の締結に際し専任技術者の配置状況等の営業実態について確認できる資料の提出を求めることにより、稼働実態のない営業所（いわゆる「名ばかり営業所」）の排除を徹底する。
 - ④ 低入札価格調査制度により契約した工事及び県外業者を下請負人することを承認した工事については、適正な施工を確保するため、施工体制等立入り点検により主任（監理）技術者の現場専任や施工への実質的な関与等の施工体制の点検を徹底する。

（計画的な維持管理）

- 第17 「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と主要な施設毎の「修繕方針」に基づき、アセッ

トマネジメントを活用した施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や修繕費の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を実施する。

(社会保険等未加入対策)

- 第18 1 建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善を図るため、県発注工事における社会保険等未加入対策を行う。
- 2 受注者から提出された施工体制台帳で、二次以降を含む全ての下請業者について社会保険等に未加入であることを確認した場合、発注者から建設業許可行政庁へ通報するものとする。
- 3 受注者が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結したことが判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、受注者に対して、違約金請求、指名除外、指名除外に伴う工事成績評定点の減点を行う。
- ただし、特別の事情がある場合においても、指定期間内に社会保険等への加入を義務付ける。

(暴力団等排除及び不正行為対策)

- 第19 1 公共工事等に対する暴力団等の不当介入・不当要求に対しては、受注者が適切に対応できるよう警察本部との連携を緊密にして指導等を行うとともに、極力、契約締結営業所等への不当要求防止責任者の配置を求め、責任者講習を受講させることとする。
- 2 暴力団排除を徹底するため、暴力団関係企業であることが判明するなどした場合には、約款及び特約事項により、当該業者が県発注工事等の施工等のために必要な契約を締結することができないよう措置するとともに、発注者から建設業許可行政庁へ通報するものとする。
- 3 談合情報に対しては、「談合情報対応マニュアル」（平成6年8月31日制定）及び「談合に関する情報の信ぴょう性等の判断基準」（平成15年4月1日制定）によりの確に対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に適切に通報するものとする。
- 4 県発注工事等に係る入札・契約事務に関する外部からの働きかけ及び情報提供要求に対しては、「建設工事等の入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等への対応要綱」（平成25年2月8日制定）によりの確に対応するものとする。

(環境配慮の推進)

- 第20 公共事業の実施に当たり、率先して環境配慮に努めるため、「広島県環境配慮推進要綱」（平成15年4月1日施行）に基づき、公共工事の計画段階から工事段階に至る全ての段階において、環境配慮指針に留意し、自主的に環境配慮を行う。

(引継事務)

- 第21 適正な公物管理の推進を図るため、「広島県の施行する公共事業に伴う管理事務引継処理要領」（平成5年4月1日施行）等の規定に基づき、管理部門との連絡調整を緊密に行い、公共施設の管理事務の引継ぎが円滑に行われるように適切に処理するものとする。

平成 29 年 7 月発行

土 木 建 築 行 政 の 概 要

作 製 広島県土木建築局

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

TEL 082-228-2111 (代表)

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp>
